

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	子ども・子育て安心課
委 託 業 務 名	児童虐待防止プログラム（CAP）研修業務委託
委 託 業 務 場 所	保護者・児童向けワークショップは各校園にて開催 （職員向け研修は担当課が指定した場所にて開催）
概 要	子どもが様々な暴力から自分たちの心と体を守るために何ができるかを考える教育プログラムとして、保育園、幼稚園、認定子ども園、小学校、中学校で教職員、保護者・子どもを対象に実施する。
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	大人ワークショップ 1 回 23,000 円 子どもワークショップ ・就学前 1 回 23,000 円 ・小学生 1 回 23,000 円 ・中学生 1 回 33,000 円 ・スペシャルニーズプログラム 1 回 33,000 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 東近江市八日市松尾町 3-19 〔名 称〕 CAP 滋賀
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	児童虐待防止プログラム(CAP)を行っているのが特定非営利活動法人CAPセンター・JAPAN だけであり、大津市内で研修を実施できるのはCAP 滋賀のみであるため、当団体を選定する。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。